

富士吉田市手続ガイド

～転入時の手続き～

※各手続きでは、代理人が手続きする場合は、委任状等が必要になる場合があります。
代理人が手続きを行う場合は、手続き前にお問い合わせください。

手続項目	持ち物・注意事項	電子 手続	郵送 手続	手続場所
1 転入の届出 ※転入した日から14日以内にお手続きください。	○転出証明書(前住所地で交付されたもの) ※特例転出での転出された場合は、マイナンバーカードまたは住基カード ○届出人の本人確認書類(運転免許証 等) △マイナンバーカードまたは住基カード(お持ちの方) △在留カード(外国人の方)	-	-	市役所本庁舎 1階 市民課 窓口・戸籍担当 0555-22-1111 内線 142
※住居表示実施地区内で新築の家に転入する場合は、転入届の前に住居表示設定届を提出していただく必要があります。 詳しくは、住居表示担当(内線633)にお問い合わせください。				
3～13の手続きは、市民課での転入手続きの後、該当する担当課にまわっていただきます。				
2 印鑑登録申請	○登録する印鑑 ○顔写真付き本人確認書類(運転免許証 等) ※お持ちでない方はご相談ください。 ※登録できる印鑑には大きさ等の制約があります。 ※顔写真付き本人確認書類をお持ちでない場合、即日の登録はできません。 詳細はお問い合わせください。	-	-	
3 国民健康保険の手続き 転入される方の国民健康保険の加入 ※国民健康保険加入の場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 【問合せ】 市民課 国民健康保険室 内線 172 </div>	○本人確認書類(運転免許証 等) ○世帯主及び対象者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード 等) ○印鑑 △特定同一世帯所属者証明書(転出先市町村から発行された方のみ) ※場合により、税務課(市民税担当 内線124)にて、国民健康保険税の説明をいたします。	-	-	※ 本庁舎 1階 市民課 国民健康保険室での手続きとなる場合があります。
4 後期高齢者医療制度の手続き <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 【問合せ】 市民課 国民健康保険室 内線 176 </div>	【県内の市町村から転入する場合】 ○マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード 等) ○印鑑 【県外から転入する場合】 ○負担区分証明書(前住所地で交付されたもの) ○マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード 等) △障害者手帳 等(お持ちの方)	-	-	※ 本庁舎 1階 市民課 国民健康保険室での手続きとなる場合があります。
5 国民年金の手続き 第1号被保険者 (学生・自営業・無職の人またはその配偶者 等) ※転入時に手続きください。	○年金手帳 ○印鑑 △マイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード 等) ※厚生年金(共済年金)に加入の被保険者は勤務先が手続きしますので個人での手続きは不要です。	-	-	市民課 年金担当 0555-22-1111 内線 147

※各手続きでは、代理人が手続きする場合は、委任状等が必要になる場合があります。
代理人が手続きを行う場合は、手続き前にお問い合わせください。

手続項目	持ち物・注意事項	電子 手続	郵送 手続	手続場所
6 介護保険被認定等の手続き ※前住所地で認定がある場合 ※転入した日から14日以内にお手続きください。	○受給資格証明書(前住所地で交付されたもの) ※持ち物は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。 ※所得による制限があります。 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。	可	可	市役所東庁舎1階 健康長寿課 介護保険担当 0555-22-1111 内線 438
7 高齢者サービスの申請 等	※サービスの利用を希望する方は、各種手続きが必要です。 ※持ち物は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。	-	-	健康長寿課 高齢者支援担当 0555-22-1111 内線 565
8 妊産婦健診・乳幼児健診 ・予防接種に関する案内 (妊産婦健診票/乳幼児健診票/ 予防接種予診票等)	○母子健康手帳 ○前住所地で交付された健診票等 (妊産婦健診票、乳幼児健診票、予防接種予診票 等)	-	-	健康長寿課 健康推進担当 0555-22-1111 内線 799
9 児童手当の手続き ※前住所地転出予定日から15日以内に 手続きしてください。	○窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証 等) ○申請者名義の通帳等(振込先の分かるもの) ○申請者及び配偶者のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード、通知カード 等) ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 ※手続きが遅れた場合は、手続翌月分からの支給となります。	-	-	子育て支援センター 1階 子育て支援課 0555-22-1111 内線 563~565
10 子育て応援医療費助成制度 18歳到達後最初の3月31日までの子どもを 養育している方に支給します。 ひとり親家庭医療費助成制度 18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭	○保護者及びお子様の健康保険被保険者証 ○保護者名義の通帳等(振込先の分かるもの) ○保護者及びお子様のマイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード、通知カード 等) ○届出人の印鑑 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。	-	-	
11 児童扶養手当の手続き 父母の離婚などにより父又は母と生計を同じく していない児童を養育しているひとり親家庭など	○児童扶養手当証書の写し(前住所地で交付されたもの) ○通帳等(振込先の分かるもの) ○印鑑 ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 ※前住所地で支給を受けていなかった方の新規認定請求についてはご相談ください。	-	-	

※各手続きでは、代理人が手続きする場合は、委任状等が必要になる場合があります。
代理人が手続きを行う場合は、手続き前にお問い合わせください。

手続き項目	持ち物・注意事項	○:必ず必要なもの △:該当する方のみ必要なもの	電子 手続	郵送 手続	手続場所
12 やまなし子育て応援カード 交付申請	○本人確認書類(運転免許証 等) ○母子健康手帳(妊婦の方のみ) △古い応援カード(ある方のみ)		-	-	子育て支援センター 1階 子育て支援課 0555-22-1111 内線 563~565
13 保育所等の入所手続き	※手続き前にお問い合わせください。		-	-	子育て支援課 保育・幼稚園室 0555-22-1111 内線 566
14 障害者手帳等の申請	○各障害者手帳 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳 ○マイナンバーの分かるもの(マイナンバーカード、通知カード 等) ○顔写真付き本人確認書類 ○印鑑 △顔写真(縦4cm、横3cm、無帽、正面) 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の県外転入の場合のみ		-	-	市役所本庁舎 1階 福祉課 0555-22-1111 内線 152
15 障害福祉サービス等の申請	※持ち物は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。		-	-	
16 転校手続き(公立小中学校)	○在学証明書(前の学校で交付されたもの) ○教科書給与証明(前の学校で交付されたもの) ○印鑑		-	-	※各学校へ提出ください。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(手続き方法について) 市役所東庁舎4階 学校教育課 0555-22-1111 内線 502 月~金曜日(日・祝祭日は除く) 午前8時30分~午後5時15分</p> </div>					
17 原動機付自転車、小型特殊自動車のナンバープレート交付の手続き	※持ち物は手続きによって変わりますので、お問い合わせください。		-	可	市役所本庁舎 1階 税務課 証明担当 0555-22-1111 内線 123
<p>●普通自動車、軽自動車、自動二輪車は運輸局等へお問い合わせください。</p>					

※各手続きでは、代理人が手続きする場合は、委任状等が必要になる場合があります。
代理人が手続きを行う場合は、手続き前にお問い合わせください。

手続項目	持ち物・注意事項	電子 手続	郵送 手続	手続場所
18 水道・下水道の使用開始の手続き	○印鑑 ※使用開始日までにご連絡の上、開栓予約をお願いいたします。 ※水道開栓には立会が必要となります。 開始予約 月～金曜日 午前9:00～11:30 午後1:30～4:30 1枠30分で予約を受付けています。 ※開栓手続きに伴い、手数料が必要となります。	-	-	市役所東庁舎 3階 上下水道管理課 0555-22-1111 内線 612・374
19 ペット(犬)の飼い主の変更 ※犬の所在を変更した日から30日以内に 手続きください。	○犬の登録鑑札(前住所地のもの) ※登録鑑札がない方はご連絡ください。	-	-	市役所西別館 1階 環境政策課 0555-22-1111 内線 475
20 ごみ・資源物の出し方	“ごみの分け方・出し方”をご覧ください (市役所窓口や各コミュニティセンターで入手できます) ※各地域のごみステーションは各地区班長さんにお聞きいただくか、 環境美化センターにお問い合わせください。	-	-	環境美化センター 富士吉田市小明見3-11-32 0555-22-0030
21 市営住宅等の手続き 入居／同居の手続き ※市営住宅等へ入居予定の方	※どなたが転入するかによって手続き内容が変わりますので、お問い合わせください	-	-	市役所本庁舎 3階 建築住宅課 0555-22-1111 内線 292,293
22 定住促進奨励金制度の手続き ※各奨励金については、条件があります。	・新婚世帯家賃支援奨励金 ・中古物件利用者家賃支援奨励金 ・新築物件取得支援奨励金 ・中古物件取得支援奨励金 ・中古物件改修支援奨励金 ・遠距離通勤支援奨励金 ※奨励金の内容や申請内容などについてはお問合せください。	-	-	市役所本庁舎 2階 地域振興・移住定住課 0555-22-1111 内線 296

地域コミュニティ(「班・組」、自治会)への加入について
住みよい地域づくりのためには、自分で自分を守る＝「自助」、地域住民の皆さんによる助け合い＝「共助」、行政サービス＝「公助」が欠かせません。
自治会活動は地域を守り、自分の家族を守るものです。自治会に加入することで地域に一步踏み出してみたいかですか。
ご近所の方、または地域の班・組長にお尋ねください。また、自分がどの自治会に属するのか分からない等の場合は下記へお問合せください。

富士吉田市自治会連絡協議会(事務局 市民協働推進課) 0555-22-1111

※手続きの多くは、本人確認書類が必要となります。

本人確認書類とは以下になります。

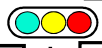
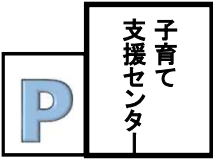
・官公署発行の写真付き身分証明書・・・1点確認

運転免許証／住民基本台帳カード(顔写真有)／マイナンバーカード／パスポート／障害者手帳／在留カード／特別永住者証明書 など

・上記をお持ちでない方・・・2点確認

健康保険証／住民基本台帳カード(顔写真無)／年金手帳／年金証書／介護保険証／社員証／学生証 など

富士吉田市役所庁舎



本庁舎1階 詳細

